包括外部監査の結果に対する措置状況

環境保全に関する財務事務の執行について

項目	区分	内容	講じた措置等
かがわ未来へつなぐ環境学習会の来場者調査の精度向上について	意見	受託事業者が実施した環境学習会の来場者アンケートでは、年代別人数を正確に把握できない仕様となっていた。また、回答件数を分母、人数を分子として割合を算出するなど、算定方法にも誤りが確認された。来場者アンケートはイベント効果を把握するための基礎データであることから、これらは分析結果の信頼性を損なうものである。 代表性を確保する観点から、同行者数や年代・属性別人数といった、サンプルサイズを正確に把握できる項目を設けるなど、調査票設計の改善が望まれる。	令和8年度に開催するかがわ未来へつなぐ環境学習会では、来場者アンケート調査票に、同行者数や年代に係る項目を設けるなどの改善を行い、データの集計や算出にも正確を期するよう留意する。
かがわ未来へつなぐ環境学習会における若年層参加の更なる促進について	意見	かがわ未来へつなぐ環境学習会の事業目的は、県民一人ひとりの環境保全意識を醸成することであり、小学生とその保護者を主たる対象とすることには一定の合理性が認められる。しかしながら、ブース出展者として高校が1校参加しているものの、令和4年度及び令和5年度とも同一の年代層が中心となっており、幅広い県民に対する意識醸成という事業目的の観点からは十分とはいえない。 ターゲット層の設定にあたっては事業目的との整合性を考慮し、小学生を中心とした来場者誘導と併せて、既に参加している高校に加えて、他の高校生や若年層の参加を促す仕組みづくりについても検討することが望まれる。	令和8年度に開催するかがわ未来へつなぐ環境学習会では、幅広い県民に対する意識醸成につながるよう、これまで以上に高校生や若年層の出展を働きかけることとする。具体的には、高等学校等に呼びかけを行い、出展につなげているほか、出展団体・企業に対しても、高校生や若年層と連携するよう協力を依頼している。
情報発信の最適化について	意見	環境森林部では、複数のSNSプラットフォームにおいて各課が連携せずに複数のアカウントを個別に運用しており、フォロワー数は増加しているものの顕著な伸びは見られない。県民アンケートでは情報が分かりにくいとの回答が多く、この背景にはアカウントの分散による更新頻度や内容の低下が影響していると考えられる。 各アカウントについて、情報発信の効果や運用ポテンシャルの観点から整理・再編を行い、県民の利用者視点に立ったより魅力的かつ効果的な情報発信を行うことが望まれる。	投稿内容が類似しているアカウントについては、整理・統合を行ったほか、部内各課のSNSアカウントに効率的にアクセスできるよう、ホームページにポータルサイトを設けた。 また、利用者である県民の視点に立ち、より魅力的かつ効果的な情報発信となるよう、各アカウントにおいて、更新頻度の増加や内容の充実に継続的に取り組むこととした。
計画的な環境教育の推進について	意見	環境キャラバン隊は、小学校教員等からの個別の要請等に基づき出前講座を実施しているが、このような運用にとどまっているため、県として計画的に環境教育を展開する仕組みの構築が不十分である点は問題である。 環境キャラバン隊の運用については、個別要請に依存する現行の仕組みを見直し、県全体として教育委員会と連携し、計画的に環境教育を推進することが望まれる。	教育委員会と連携し、県の環境学習の出前講座事業である環境キャラバン隊及び体験型環境学習プログラムについて、積極的な活用を呼びかけた。また、これまでこれらの事業を活用いただいていない学校にも活用いただけるよう、市町教育委員会を通じて、各学校への周知等を行った。

項目	区分	内容	講じた措置等
省エネ施策の周知強化に向けた民間企業との連携不足について	意見	本県は「かがわ省エネ節電所」ウェブサイトを中心に省エネ行動の促進を図っているが、民間企業でも同様の省エネキャンペーンが実施されているにもかかわらず、連携した周知・誘導が行われていなかった。そのため、企業が保有する顧客基盤やアプリ、請求書などの媒体を活用した情報発信の機会を十分に活かせず、参加機会の拡大や施策効果の向上につながる相乗効果が生じていない。 登録促進を図るためには、民間企業との協働による周知の仕組みを検討し、県民へ届く情報発信力を高めることが望まれる。	かがわ省エネ節電所については、令和7年度をもって事業を終了し、今後は、県健康アプリ「マイチャレかがわ！」に、脱炭素に関する機能を追加することで、県民向けに省エネ・脱炭素行動の普及啓発を進めていくこととしている。 このアプリにおいては、地域の事業者の協力を得ながら、事業者も一体となった取組みとすることで、地域ぐるみで県民の脱炭素に向けたライフスタイルへの転換を促進していく。
かがわ省エネ節電所ウェブサイトにおける情報導線の不足について	意見	本県が運営する「かがわ省エネ節電所」ウェブサイトは、県公式サイトからアクセス可能である一方、当サイト側から県公式サイトへ移動できるリンクが設置されておらず、相互リンクが構成されていなかった。本県は当サイトのチラシを小学校4年生へ配布するなど若年層への啓発を行っているが、閲覧者が本県の環境施策へ関心を広げる導線が確保されておらず、啓発効果が十分に発揮されていない状況にある。 県公式サイトの環境関連ページへのリンクを設置するなど、情報提供の一体性を高める改善が望まれる。	かがわ省エネ節電所ウェブサイト上に、本県の地球温暖化対策に関するホームページのリンクを掲載した。
抽選企画における重要情報の明示不足について	意見	本県は、省エネ・節電の取組を広げる施策として「かがわ省エネ節電所」の登録促進を目的とした抽選企画を実施しているが、当選人数といった重要情報がウェブサイトの主要ページに明示されておらず、応募者が内容を正確に把握しにくい状況となっていた。 行政の透明性と適正な情報提供の観点から、主要ページに当選人数を明確に記載し、誤認や苦情の発生を防止するとともに、施策の信頼性を確保することが望まれる。	「かがわ省エネ節電所」の登録促進を目的とした抽選企画は、令和7年度をもって終了しているが、今後、抽選企画を実施する際には、当選人数を明確に記載することにより、施策の信頼性を確保していく。
公募型プロポーザル方式の選定効果が十分に発揮されていない状況について	意見	令和6年度地球温暖化対策計画・報告・公表制度に関する現地調査等業務委託及び令和6年度香川県地域ESG脱炭素投資促進専門家派遣事業業務委託において公募型プロポーザル方式を採用していたが、いずれも応募は1者にとどまっていた。 公募型プロポーザル方式は、複数の事業者の提案を比較し、最も適切な事業者を選定することを目的とするものであるところ、応募が1者のみであったため、競争性の確保や提案内容の比較が行えず、方式本来の目的が十分に達成されていない点は問題である。 公募型プロポーザル方式の利点を十分に活用するためには、募集要領の見直しや情報発信方法の工夫、公募期間の設定などにより、複数の事業者が参加しやすい環境を整備することが望まれる。	「香川県地域ESG脱炭素投資促進専門家派遣事業」においては、業務委託におけるプロポーザル・コンペ方式実施要領等に基づき、複数の事業者が参加しやすくなるよう、業務内容等の見直しを行った。 なお、「地球温暖化対策計画・報告・公表制度に関する現地調査等業務」は、令和6年度で終了している。

項目	区分	内容	講じた措置等
KPIの設定について	意見	新形式車両の導入はことでん単独の事業であるため、JR四国の利用者数を含む現行のKPIでは、新形式車両導入によることでん利用者数の増加効果を直接的に把握できず、適切なKPIではない。KPIを「鉄道の利用者数」とする場合には、ことでんのみの利用者数を用いることが望まれる。 また、新形式車両の導入による真の利用者数増加効果を把握するためには、新型コロナウイルス感染症の影響で利用者数が低迷していた時期の利用者数を基準とするのではなく、新型コロナウイルス感染症の影響がない、又はある程度回復した時期の利用者数をKPIの基準として採用することが望まれる。	当該KPIは、新形式車両導入事業のみならず、JR四国対象事業も含む広く鉄道関連事業の効果測定を行うために設定しているもので、広域的な波及効果を測定する指標として合理的であることから、今後もKPIとして設定することが適切であると考えている。 なお、当該事業は、国から「鉄道事業再構築実施計画」の認定を受けて実施しているものである。同計画においては、ことでんの利用者数について、人口減少等に伴う利用者数の減少が見込まれる中、新形式車両の導入や、新駅整備による利用促進を図り、計画終了年度（令和10年度）までにコロナ前（令和元年度）の水準を回復することを目標として設定している。このため、現在のKPIを補完するものとして、同目標も踏まえ、事業の評価・改善等を適切に実施していくこととした。
J-クレジット制度の説明の徹底について	意見	補助金申請時の誓約書には、J-クレジット制度に基づく「かがわスマートグリーン・バンク」への入会が明記されているが、申請者がその趣旨を十分に理解しないまま署名している事例が認められ、J-クレジット事務局から重複登録の報告が寄せられている。これは補助金申請を工事請負業者が代行する実態や、県が業者に対し制度説明の徹底を正式に求めていないことが要因と考えられる。 工事請負業者に対し、制度内容を申請者へ適切に説明するよう文書により周知・依頼することが望まれる。	補助金申請を代行する工事請負業者等に対して、補助金申請者に制度内容を説明するよう文書で依頼した。また、県ホームページにおいても注意事項として掲載した。
吸収源対策としての取組の効果の測定及び評価について	意見	藻場の造成・保全等の推進は、香川県水産業基本計画にも定められており、良好な生産基盤・漁場環境を創造・再生・保全し、漁場生産力を向上させるという観点から、取組状況のモニタリングや評価・検証が行われている。 一方で、同事業は脱炭素社会に向けた地球温暖化対策関連予算の施策の柱の一つである吸収源対策を構成する主要事業として位置付けられているにもかかわらず、吸収源対策としての効果の測定・評価は行われていない。 今後の国や他県の動向等の情報収集に努めつつ、中長期的には費用対効果の観点も踏まえた吸収源対策としての効果の測定・評価を行うことが望まれる。	藻場の吸収源対策としての取組効果の測定・評価の実施に向けて、藻場における吸収量の測定・評価に関する国の動向や他自治体の取組み、科学的知見等の情報収集を行う。

項目	区分	内容	講じた措置等
照明器具のLED化に関する具体的な導入計画の策定について	意見	県有施設LED化推進事業のうち、県庁本庁舎（東館、北館を含む）の照明器具のLED化については、平成27年度から実施されているが、令和6年度末時点での進捗率は59.8%となっている。緊急性のあるものではないこと等から具体的な導入計画は策定されていないが、「かがわエコオフィス計画」に掲げている令和12（2030）年度までにLED照明導入率100%という目標を確実に達成し、より効果的で効率的な導入を行うためには、LED化の対象範囲を明確にするとともに、具体的な導入計画を作成し、PDCAサイクルを機能させることが望ましい。	ご意見を踏まえ、本庁舎における令和12年度までのLED化の対象範囲については、当該施設の実情を勘案した上で明確化し、「かがわエコオフィス計画」の目標を達成できるよう取り組む。
公募型プロポーザル方式の選定効果が十分に発揮されていない状況について	意見	県有施設太陽光発電設備整備事業の詳細設計等業務の委託先の選定において、公募型プロポーザル方式を採用しているが、応募は契約先となった1者のみであった。 公募型プロポーザル方式は、複数の事業者から業務に対する発想や課題解決の方法、取組体制等に関する提案書の提出を受け、提案内容を比較の上、県にとって最も適切な事業者を選定することを目的とするものであるところ、当該選定手続では応募が1者のみであったため、提案内容の比較ができず、方式本来の趣旨が十分に発揮されていない点は問題である。 募集要領の見直しや情報発信方法の工夫、公募期間の設定などにより、複数の事業者が参加しやすい環境を整備することが望まれる。	県では予定価格が400万円を超えると見込まれる建設工事及び建設工事関連委託業務については、発注の見通しを公表し、情報発信に努めている。また、今後、公募型プロポーザル方式で発注する場合は、参加する者に必要な資格について、複数の業者が参加しやすくなるよう、見直しを行う。
予定価格算定における妥当性確保について	意見	大気汚染監視自動測定器保守管理委託業務では、予定価格の算定において積算価格の単価に市場単価（香川県土木工事設計労務単価）を用い、作業時間数についても県が独自に積算していたものの、参考とした見積りが落札業者に限定されている状況が継続しており、市場価格と比較した妥当性を十分に担保できているとは言い切れない状況にあった点が問題である。 このため、予定価格の妥当性を担保するために、他自治体の契約事例の活用や、複数事業者が参入できるよう業務仕様を変更して見積書を徴収し、現行の業務仕様に係る委託料と比較検討するなど、適正価格での調達となっているか比較検証を行うことが望まれる。	他自治体の類似契約事例や契約方式の比較を行うとともに、現行仕様における業務の実施方法及び契約分割の可否を検討した。他自治体とは局数等の条件が異なり価格の比較は困難であった。一方、機器の安定運用や複数の事業者への聞き取りから、現行の一括契約方式を維持することが妥当と判断した。 今後は、予定価格の積算にあたり、定期的に他自治体の類似契約事例等と比較し、価格の妥当性を確認することとした。

項目	区分	内容	講じた措置等
常時監視業務の外部委託における測定結果の信頼性を確保する体制について	意見	公共用水域監視測定等事業の常時監視業務において、本県は水質汚濁防止法に基づく法定検査の一部を外部機関に委託しているが、環境省指針で示されるチェックリスト等を活用した体系的な確認体制は整備されていない。 検証や確認業務にチェックリストを導入し、確認項目の明確化と作業の標準化を図ることで、確認漏れの防止や検証の実効性向上、業務の信頼性と透明性の確保に努めることが望まれる。	委託業務の信頼性確保のため、提出された精度管理に係る書面による確認のほか、受託者試験所への立入検査等を実施しており、令和7年度から、当該検査において環境省指針で示されるチェックリストを活用することとした。
香川県海ごみ対策推進協議会における繰越金残存の問題について	意見	香川県海ごみ対策推進協議会では、令和2年度以降、多額の繰越金が継続して計上されている。国の補助制度が始まり、制度の継続が不透明として繰越金を残す決議がなされたが、使途を明確にしないまま多額の資金を留保することは、財源の適正かつ合理的な活用を欠くもので問題がある。 繰越金の活用方針を明確に整理するとともに、使用用途が定まらないまま残存している繰越金については返還措置を講じることが望まれる。	繰越金については、香川県海ごみ対策推進協議会の議決を経て、令和8年度中に県及び市町へ返還する。
浄化槽設置整備事業に係る各市町の補助金未使用率について	意見	浄化槽設置整備事業費補助等において、補助金交付見込額と実際の交付額との乖離が継続しており、結果として多額の未使用額が発生している。 補助金交付見込額と実際の交付額との乖離が継続している状況は、予算を効率的に活用できていないという点で問題であると考えられる。 そのため、各市町に対して、現状に即した要望額を回答するよう引き続き周知を徹底するなど、補助金交付見込額と実際の交付額の乖離が少なくなるよう取り組むことが望まれる。	毎年度実施している市町等担当者会において、全市町に対し、過年度実績を考慮した要望額を回答するように依頼する。
KPIの大幅な未達状況に対する実効性のある事業計画の未策定について	意見	香川県みどりの基本計画では、新規林業就業者数をKPIとして設定しているが、令和6年度時点の達成率は56%と大幅に未達となっている。このため、令和6年度から、かがわ森林整備担い手対策協議会による取組を開始している。同協議会の事業は、令和5年策定の事業計画に基づき、令和6年度から令和8年度まで同一内容で実施される予定であるが、これは中期的視点での事業設計や、市町負担金の年度ごとの調整が煩雑となることが理由である。 しかしながら、KPIが未達の状況にある中、3年間同一事業を継続し、事業実績が蓄積されてから評価する方法では、施策改善の適時性を欠くおそれがある。したがって、単年度ごとに事業成果の評価・分析を行い、翌年度の事業計画に反映させる弾力的な運用が望まれる。	かがわ森林整備担い手対策協議会において、前年度の事業成果を踏まえて改善点を検討し、事業の手法や実施時期等を見直すことにより、効果的な事業内容とすることとした。

項目	区分	内容	講じた措置等
中途離職者が多い状況における原因分析の未実施について	意見	現在のKPIは、新規林業就業者数のみに着目している。しかしながら、平成30年度から令和4年度までの5年間では、新規林業就業者を退職者及び中途離職者が上回っている状況にある。 中途離職者の発生要因（賃金水準、労働環境、安全対策、教育体制など）を調査・分析し、離職防止策を講じることが必要である。特に、就業初期段階のフォローアップ体制の充実やキャリア形成支援を導入し、定着率の向上を図ることが望まれる。	令和7年12月に森林組合等から離職理由を聞き取り調査し、中途離職者の発生要因（賃金水準、労働環境、安全対策、教育体制など）を調査・分析した。この結果を踏まえ、これまでの離職防止対策に加え、定着率向上につながる就業初期段階の支援対策の強化に取り組む。
補助金の概算払における確認手続の適正化について	意見	観音寺市が実施する林道五郷財田線改良事業に係る補助事業の概算払において、県は観音寺市からの支出命令書を支出証拠書類として概算払を行っていた。しかしながら、実施設計業務は完了し、実質的に債務金額が確定している状況にあったにもかかわらず、実施設計業務が完了した事実を確認できる検査結果等の提出を求めておらず、概算払の趣旨を踏まえた確認手続が十分であったとは言い難い。 概算払であっても、事業の一部についての完了払に相当する場合には、完了検査結果等の裏付け資料を必須添付とすることで、補助金支出の適正性を確保することが望まれる。	事業主体（市町）から補助事業に係る概算払請求（完了払相当）が提出されるときには、併せて業務完了検査結果が分かる書類の提出を求めて、当該業務が完了した事実を確認したのち、補助金支出を行うこととした。
キャッチフレーズ選定審査委員会開催時の専門家委員の欠席について	意見	香川県産ヒノキブランドロゴマーク等のキャッチフレーズは、対面審査を基本とした審査委員会により選定されているが、専門家委員であるコピーライターが出席できず、書面審査のみで対応した。そのため、専門的知見が委員間の議論を通じて十分に共有・補正される機会が確保されたとはいえず、審査プロセス全体として専門的視点を十分に踏まえた合議が行われたかを検証しがたい状況となっている。 別のコピーライターを選任する等により対面出席を確保するか、書面審査の場合でも意見交換の場を設け、専門的知見を確実に反映できる仕組みを整えることが望まれる。	今後、審査委員会等開催の際には、専門家委員が出席できるよう、オンラインでの開催も含めた調整を行い、専門的知見を確実に反映できる仕組みを整える。

項目	区分	内容	講じた措置等
行政内部の調整の長期化により競争性が確保されなかった契約手続について	意見	県産木材製品製作業務は当初予算で事業化されていたにもかかわらず、行政内部の調整の長期化により入札時期が年度末近くとなり、県産木材の調達が難しい時期に一般競争入札を実施することとなった結果、入札は不調となり、応札可能な事業者が実質的に1者に限定され、仕様変更後は随意契約に移行し、見積書も1者からのみ取得することとなった。このように適切な調達時期の設定ができなかった結果、競争性を確保できない調達手続となっており、調達手続の適正性の観点から問題がある。 事業化された段階から入札時期を見込んだ調達スケジュールを早期に設定し、関係部局間で共有する仕組みを整備することが望まれる。	年度初めに事業全体のスケジュールを複数人で確認し、早期事業執行に取り組む。
指定管理鳥獣捕獲事業の構造的課題と対症療法的運用について	意見	高松市市街地へのイノシシ侵入防止のため本県は男木島・女木島で指定管理鳥獣捕獲事業を実施しているが、10年間の実施にもかかわらず被害軽減は十分に確認されていない。両島は島外捕獲者が来にくく、住民主体の体制も形成されていないため外部委託に依存しており、1頭当たり単価も他市町の奨励金水準と比較して著しく高く、高コスト構造が固定化している点が問題である。また、市の講習が担い手育成に結びついておらず、過疎化・高齢化の進行も相まって、体制の自然形成は期待し難い状況にある点も問題である。 被害軽減と費用対効果の改善を図るには、本県が市や外部捕獲者と連携し、島民を中心とした住民主体の捕獲体制を中長期的に構築するとともに、担い手育成や技術普及を計画的に進め、外部委託に依存した高コスト構造からの脱却を図ることが望まれる。	高松市等と連携し、狩猟免許取得の啓発を通じて、島民を中心とした住民主体の捕獲体制を構築し、中長期的に外部委託依存からの脱却と効率化に取り組む。
講習会の開催日程設定の適切性について	意見	イノシシ捕獲技術講習会は、高松地域で2回、三豊地域で2回、狩猟フィールド体験入門講座は高松地域で2回実施されている。高松地域は概ね1週間間隔、三豊地域は2日連続で開催されており、内容はいずれも同じである。三豊地域の講習は定員の半数以下の受講にとどまり、受講希望者の分散や日程の都合などにより受講者の確保が十分に図れなかった状況である。開催日程が受講希望者の利便性に十分配慮されていたかについて検討の余地があり、この点が問題である。 受講者の確保の観点から、同一地域で複数回開催する場合であっても2日連続ではなく一定の間隔を設けるなど日程設定を見直すこと、また開催回数を1回に集約するか複数回とするかを応募状況や地域ニーズを踏まえて検討することが望まれる。あわせて、応募者数に対して受講者数が下回っている点について、欠席・辞退の理由を把握し、開催時期や日程が受講の支障となっていないか分析したうえで、実受講率を高める方策を講じることが望まれる。	イノシシ捕獲技術講習会については、令和7年度に、日程・会場の設定を見直し、三豊地域での開催を1日に集約する一方、新たに東讃地域での開催枠を設け、広域的な受講ニーズに応えた。 狩猟フィールド体験入門講座については、講習内容に「ジビエとしての有効活用方法」を加えることで、参加への意欲と実用性を高め、定員以上の応募があった。 引き続き、欠席理由の把握・分析を徹底し、実受講率の向上に向けた最適な日程・時期の選定に取り組む。

項目	区分	内容	講じた措置等
モニタリング調査結果の公表について	意見	毎年調査を実施しているにもかかわらず、保全を理由に結果が一切公表されないのは望ましくない。 個体数の具体的な数値ではなく、増減傾向や維持状況といった保全の成果を推移が分かる形で公表し、県全体の環境保全の状況を示すべき。ただし、公表方法には、捕獲を誘発しないよう配慮が必要である。	希少野生生物の情報は非常にデリケートであり、詳細な公表は乱獲や生息地の攪乱を招く恐れがある。 捕獲を誘発しないよう十分に配慮した上で、個体数の推移や増減傾向といった保全の成果を公表できるか専門家と協議していく。
生物多様性に関する認知度向上と広報の強化について	意見	県民の生物多様性に対する認知度は50%未満の状況が続いており、普及啓発が十分でない。他県では地域戦略の策定など体系的な取組が進む中、本県では情報提供が限定的であるため、周知手法の多様化や戦略的な普及啓発の強化が望まれる。	生物多様性の認知度向上を図るため、企業や地域住民、行政が連携して身近な自然を守る「自然共生サイト」の認定を積極的に推進する。 協働の仕組みを広く普及させる過程で、活動内容や保全の意義を戦略的に発信し、県民が生物多様性の重要性を身近に実感できる機会を創出することで、認知度の着実な向上に努める。 また、令和8年度には、森林センターが開催する「森林・林業教室」で自然共生サイトについて説明するなど、周知方法の多様化も行っている。
随意契約に伴う契約金額に関する事後的な評価の記録保管について	意見	各業務の契約は随意契約により締結されているが、随意契約に際して入手した見積りは1者のみであった。業務内容の専門性等から1者見積りとなる一定の合理性は認められるものの、競争性が確保されない状況であるため、業務完了報告時の検査において、報告内容の妥当性を慎重に検証することが望まれる。また、単価の適正性を確認することも、随意契約における適正価格の確保の観点から重要である。業務としては、支出関連証憑の確認や他県の類似業務や過去の類似案件との比較を実施しているが、検証結果を証憑資料として記録保管することが重要である。	業務完了時の検査において、他県事例や過去案件との比較を行い、単価の妥当性を厳格に精査する。 また、検証結果を証憑資料として記録・保管し、一者見積りであっても客観的に適正価格を証明できる体制を構築する。

項目	区分	内容	講じた措置等
県立自然公園野営場の利用促進について	意見	県立自然公園施設維持管理業務では、県立自然公園野営場の利用者数をKPIとしているが、目標達成度は低い状況にある。令和4年度は、他者との接触を避けることができる屋外レクリエーションとしてキャンプ需要が高まり、利用者が増加したものの、その後は需要の高まりが沈静化し、利用者数は減少傾向となっている。 利用者が減少し、KPIの進捗も低い状況にあることを踏まえると、県は管理運営業務を担う外部委託者と連携し、利用促進に向けたイベント企画や広報の強化等について協議を行うなど、KPIの達成に向けた取組を積極的に進めることが望まれる。	事業者自らの経験とノウハウを生かし、指定管理者の自主事業として、トレッキングや自然観察会などのイベントにより施設の利用促進を図っているが、一層魅力的なものとなるよう、企画等について県と指定管理者が協議するなど連携に取り組むこととした。
大滝大川県立自然公園の公園計画の見直しについて	意見	大滝大川県立自然公園の公園計画は平成4年の策定以降見直しが行われておらず、計画に基づき整備された施設も設置から長期間が経過しているが、施設の維持管理状況や利用実態を踏まえた計画の見直しや不要施設の整理が行われていない。 施設の老朽化や利用状況を踏まえ、計画の見直しや不要施設の整理を適切に行うことが望まれる。	公園計画は、公園の位置や範囲のほか、保護・利用に関する基本方針など大枠の内容を定めたもので、計画変更の事由が生じていないため見直しは行っていないが、区域内にある施設の点検を定期的に行っている。 また、老朽化した施設は、指定管理者の状況確認を踏まえながら、緊急度に応じた更新を順次行っているところである。 今回のご意見を踏まえ、不要施設の整理も念頭にあらためて施設の維持管理状況や利用実態を把握することとした。
瀬戸内海国立公園内の県管理施設の整理及び市町への管理移譲について	意見	瀬戸内海国立公園内の県管理施設は、設置から数十年が経過し、利用環境の変化や財政上の制約もあることから、県では施設修繕の時期に合わせて施設の見直しや削減を進めている。一方、利用者が多い園地については、市町にとって観光面での価値が高い施設として位置付けられる場合もある。 小豆島町の紅雲亭園地では、県設置施設と町設置施設が併存する中で、町による巡回により実質的な一体管理が行われている事例もみられることから、県設置施設について、市町が管理・維持を担うことが可能な園地がないか検討し、施設の利活用の最適化を図ることが望まれる。	公園施設の更新や維持管理を進めていく中で、市町のニーズや意見を伺うとともに、市町への管理移譲の意向を調査する。
KPIが事業内容と適切に連携していないことについて	意見	瀬戸内海国立公園等魅力向上事業には、案内標識の多言語表記化や園路・施設の老朽化対策等が含まれているが、設定されているKPIは「国立公園利用者数」である。しかしながら、この指標は当該事業のみならず他の施策や社会的要因の影響も受ける包括的な指標であり、事業の効果を直接評価するものとはいえない。 例えば、県が管理する園路や施設のうち、優先的に改修が必要な箇所を特定し、その改修件数や進捗状況をKPIとして設定することにより、事業の成果をより適切に把握できると考えられる。事業内容と連動したKPIを設定し、事業成果を客観的に評価できるようにすることが望まれる。	環境省に提出している自然環境整備計画（R7～R11）のKPIについて、計画変更を行う際に、優先的に改修が必要な箇所の改修件数や進捗状況をKPIとして追加することとする。

項目	区分	内容	講じた措置等
公渕森林公園やすらぎの森リニューアル後の情報発信体制の不十分さについて	意見	公渕森林公園の東エリア（やすらぎの森）は、令和6年度に眺望改善や遊歩道のウッドチップ化、休憩施設や案内板の整備など大幅なリニューアルが行われ、環境が改善されたものの、指定管理者が維持管理するホームページでは、当該エリアの紹介やリニューアル内容に関する情報発信が十分に行われておらず、事業効果の最大化や県民の利用促進の観点から問題がある。 県は指定管理者と連携し、リニューアル内容を指定管理者のホームページ等で適切に紹介するよう協議を行うなど、やすらぎの森の魅力を多様な媒体を通じて発信する取組を進めることが望ましい。	指定管理者が管理するホームページにおいても、リニューアル内容に関する記事は掲載していたものの、再整備から日数が経過しており、新たな記事に埋もれてしまう形で、目に留まりづらい状態となっていたことから、ホームページのトップページにて紹介するように改めた。 また、県においては令和7年5月に、公渕森林公園のSNS（インスタグラム）を開設し、週に1回程度、公渕森林公園の魅力について紹介している。
記念事業の評価が不十分であることについて	意見	瀬戸内海国立公園指定90周年記念事業は、継続的な事業ではないため、明確なKPIが設定されていない。 このような単年度の事業であっても、適切なKPIを設定し、その実績を把握したうえで、経済性、効率性及び有効性の観点から事業評価を行うことが望まれる。	当面、KPIを設定する単年度事業はないが、今後、単年度の事業を開催する際には、取組みの評価が適切に行えるようKPIの設定を行う。
瀬戸内海国立公園指定90周年記念花火大会来場者からの情報収集の不十分性について	意見	花火大会は約40,000人が来場する非常に集客力の高いイベントであり、県はこの機会を活かして瀬戸内海国立公園に関する情報を様々な媒体を通じて発信していた。一方で、来場者の瀬戸内海国立公園に対する認知度や意識を把握する仕組みは設けられていなかった。 例えば、来場者に配布するうちわやチラシ等に、瀬戸内海国立公園に関するウェブサイトのQRコードを掲載することにより理解促進を図るほか、来場者から意見を聴取する機会を設けるなど、フィードバックを得る取組も考えられる。 県民とのコミュニケーションを図れる機会が得られる場合には、積極的な情報発信に加え、認知度や意見を把握する仕組みを検討し、今後の事業推進に活かしていくことが望まれる。	当面、記念花火大会のような集客力の高いイベントを開催する予定はないが、今後、集客力が高いイベントを行う際には、双方向の情報交換を実施する。
瀬戸内海国立公園指定90周年記念事業における県負担額の削減可能性の検討不足について	意見	瀬戸内海国立公園指定90周年記念事業は、花火大会やシンポジウムなど比較的規模の大きいイベントで構成されている。記念事業の目的は、県民に瀬戸内海国立公園を訪れて自然に親しみ、その魅力や保全の重要性について理解を深めてもらう機会を提供することにある。 瀬戸内海の環境保全や地域振興に関心を有する民間企業も一定数存在すると考えられ、事業の経済性を高める観点からは、民間企業から協賛を募ることの実現可能性について検討することが望まれる。	当面、記念行事を開催する予定はないが、今後、記念事業を行う際には、民間企業からの協賛を募ることとする。

項目	区分	内容	講じた措置等
将来推計の算定根拠の明確化について	意見	受託事業者の報告書では、将来推計に5種類の関数式を用い、実績に基づき妥当な式を選定したとされている。しかしながら、報告書内では、市町別の将来値について採用した推計式や各式の試算結果が示されておらず、多くの項目で令和4年度実績が令和32年度までの推計値として用いられている理由も説明されていない。専門性の高い業務である以上、推計方法や選定根拠を報告書内で明確に示すことが不可欠であり、現状では算定過程が不透明で推計値の妥当性を評価することができない。 各関数による計算結果や直近実績値を用いた場合を含め、将来予測値を採用した根拠を報告書内に明示させることが望まれる。	次回推計調査事業を行う際には、報告書へ各推計式の試算結果、直近実績値を採用した場合の理由を明記するよう、委託先へ依頼する。
削減効果の報告を求めていない点について	意見	香川県プラスチックリサイクル等促進事業補助金は、プラスチック使用製品廃棄物の再資源化量の増加又は最終処分量の減少という削減効果を目的としており、採択時には削減効果量の審査が行われているものの、補助要綱において、補助事業完了後の実際の削減効果について報告を求めていないため、目的である削減効果の達成状況を確認できないおそれがあり、補助事業の成果を適切に評価できない可能性がある点が問題である。 実際の削減効果の発現が事業目的の達成に直結することから、補助要綱において補助事業完了後の一定期間についても、実績報告の提出を求めることが望まれる。	本補助事業は令和6年度にのみ実施した事業であったが、今後同様の補助事業を行う際には、事業の成果を適切に評価するために、要綱要領において事業完了後の報告や、成果事例作成への協力義務などを求める条項を入れることとする。
波及性を目的とする補助事業における協力規定の未整備について	意見	香川県プラスチックリサイクル等促進事業補助金では、「波及性」を審査項目として掲げているにもかかわらず、成果事例の紹介等に関する協力義務が補助要綱又は要領に明記されておらず、事例紹介を行う際には個別に許可を得る必要が生じている。 事業目的の達成と取組の波及を図るため、調査や成果事例作成への協力義務を要綱等に定めておくことが望まれる。	本補助事業は令和6年度にのみ実施した事業であったが、今後同様の補助事業を行う際には、事業の成果を適切に評価するために、要綱要領において事業完了後の報告や、成果事例作成への協力義務などを求める条項を入れることとする。
予定価格の形成過程と同一事業者による高落札・一者応札の継続状況について	意見	廃棄物の夜間・休日パトロール業務の委託では、同一事業者による一者応札が続き、落札率もほぼ100%であった。県は基準に沿って積算を行い、委託料は一人当たり11,550円/日程度と妥当であるが、毎年度、積算額より低い参考見積を基準に予定価格が設定されてきた結果、予定価格が特定事業者の見積りに実質的に依存する状況となっている。一者応札の要因も明確でない。 他県単価との比較、可能な範囲での他事業者への見積照会などを通じて、予定価格の適正性と価格設定過程の透明性を確保することが望まれる。あわせて、同一事業者による一者応札が継続している現状の要因を分析し、必要に応じて入札条件や仕様書の見直しを検討することが望まれる。	積算額の妥当性を確認するため、他県単価との比較及び他事業者への見積照会を行うこととした。

項目	区分	内容	講じた措置等
ダイオキシン類測定業務の外部委託における測定結果の信頼性を確保する体制について	意見	廃棄物焼却炉等について排出基準の遵守状況等を確認するため、ばいじん・焼却灰及び最終処分場放流水のダイオキシン類測定業務を外部委託しているが、「ダイオキシン類の環境測定を外部に委託する場合の信頼性の確保に関する指針の運用に当たっての注意事項」の別添資料で示されるチェックリスト等を活用した体系的な確認体制は整備されていない。 検証や確認業務のために、受託業者からチェックリストの提出を受ける等により、確認項目の明確化と作業の標準化を図ることで、確認漏れの防止や検証の実効性向上につながり、業務の信頼性と透明性を確保することが望まれる。	環境省 水・大気環境局発行（令和3年4月）の「ダイオキシン類の環境測定を外部に委託する場合の信頼性の確保に関する指針の運用に当たっての注意事項」の別添資料で示されるチェックリスト等を活用し、確認項目の明確化と作業の標準化を図ることとした。
補助金交付にあたり付すべき条件について	意見	森林害虫等防除事業の事業実施主体は、市町等のほか森林所有者等その他の者も含まれているが、森林害虫等防除事業実施要領には、市町等を対象として議会等の議決を経る旨の定めがあるのみで、森林所有者等その他の者が補助事業の遂行にあたり遵守すべき事項の定めはない。 森林所有者等その他の者が森林害虫等防除の委託等を行う場合には、原則として一般の競争に付すこととし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適切な場合には、指名競争に付すか随意契約を行うことができる旨等を要領等に明記することが望まれる。	森林害虫等防除事業実施要領について、「補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業等の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができるものとする。」旨を明記した条文を追加したものに改正した。（令和8年3月30日改正、令和8年4月1日施行）
KPIの見直しについて	意見	森林病害虫等防除事業において、香川県みどりの基本計画に掲げている「ナラ枯れ拡大防止対策のための更新伐の面積（累計）」をKPIとして捉えている。当該指標は、令和3年10月の香川県みどりの基本計画の策定時に令和7年度までの目標として設定されたものであるが、その後の状況変化により、設定したKPIが当該事業の評価指標として有効に機能していない状況が生じており、次回計画策定時はKPIの見直しの検討が必要である。また、状況変化が激しい場合等にはKPIとしての有効性を再検討し、計画期間内であっても必要な場合にはKPIの見直しを行うことが望ましい。	ナラ枯れ被害の状況変化に応じ、次期みどりの基本計画（令和8年度～令和12年度）において、ナラ枯れ被害防止につながる広葉樹林の整備状況を広く把握する指標として「広葉樹林の整備面積（累計）」とする見直しを行った。